

車両不具合は運転士の責任ではない！

列車を運転中に指令から踏切故障があり動作を確認してほしいと連絡があったので、運転士は列車を止め転動防止手配を行い踏切動作の確認を行い、列車の運転を再開しました。

その後、手ブレーキ表示に少し「赤色表示」が残っていたと連絡がありました。「赤色表示」はありましたが、制輪子に異常はありませんでした。しかし、運転士は途中交代させられ日勤教育を続けさせられています。

問題点と疑問点

- ① 該当車両は上り方と下り方運転台で手ブレーキの緩解の方法が違う
- ② いつもは上り方運転台で手ブレーキをかけ留置を行っていた
- ③ だから、運転士は下り方運転台での手ブレーキをかけたことも緩解したこともない
- ④ でも、このような実態を知りながら会社は訓練等で周知していない
- ⑤ しかし、責任は運転士にあるとして、教育のない日勤を続けている会社
- ⑥ また、ペダルを踏んでも手ブレーキが全て緩解しない車両の問題もある

こんなにも問題があるにもかかわらず、会社は、転動防止をしたときの手順に問題があると問題のすり替えを行い、日勤教育を継続しています。

運転士の言い分も聞いたらどうでしょうか！
運転士の気持ちが変わらず原因がつかめるでしょうか！
原因がつかめなくて対策が出せるのでしょうか！

教育を必要とするならば、毎日手ブレーキを緩解する練習をすればいいのではないのでしょうか。責任の押しつけで再発は防げません。会社は、なぜペダルを踏んでも手ブレーキ緩解しなかったかしっかり説明すべきです。

